

音威子府村交通ターミナル内店舗運営事業者選定 公募型プロポーザル 募集要項

1. 趣旨

本事業は、音威子府村交通ターミナル（以下、「ターミナル」という。）内において、旧立ち食いそば提供スペースを活用し、利用者への利便性および地域経済の活性化に寄与する店舗を運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。

2. 貸付物件の概要

- ・貸付場所：音威子府村交通ターミナル内（旧立ち食いそばスペース）
中川郡音威子府村字音威子府509番地40
 - ・貸付面積：約6㎡（図面参照）
（※ただし、ロビー等客席として利用する共用スペースの清掃・維持管理を含む）
 - ・貸付期間：令和8年4月1日以降～令和9年3月31日
（事業者との調整により4月1日以降の契約も可とするが、5月1日までに営業開始できること。）
（自動更新可：ただし利用実績等により契約更新をしない場合もある。）
 - ・引き渡し条件：貸付物件は現状有姿での引き渡しとする。なお、運営に必要な機器や備品、消耗品等は、原則として事業者の負担において準備および管理を行うものとする。
- ※事業者の希望による施設の改修や物置の設置等については、村の承諾を条件に認める場合があるが、その費用（設置・維持・撤去等）はすべて事業者の負担とする。
- ※貸付に関する詳細な条件（原状回復、維持管理責任等）については、選定後の契約締結において定めるものとする。

3. 応募資格（※以下すべての条件が必須）

- ・音威子府村内に本店または事業所を有する法人または個人事業主であること
- ・国税、道税、村税の滞納がないこと
- ・営業に必要な法令を遵守し、許可を得られること

4. 運営条件

店舗運営にあたっては、公共施設の秩序維持のため、以下の条件を順守すること。

- ・占有範囲の遵守：許可された貸付面積以外（通路、ロビー、屋外等）への物品の放置、備品設置、私物配置は原則的に一切禁止する。ただし、事前に書面にて村に申出を行い、設置等の前に許可を得る場合は、その限りではない。
- ・掲示物の制限：のぼり、看板、誘導テープ等の設置、営業に必要な掲示物等については、必ず事前に書面にて村に申出を行い、設置等の前に許可を得ること。
- ・景観への配慮：ターミナルの美観を損なうような配置や装飾を行わないこと。
- ・公序良俗：鉄道やバス利用者等、他の施設利用者の妨げになる行為を行わないこと。

5. 貸付条件

本事業の貸付使用料は、以下の算出方法により、月額で支払うものとする。なお、本使用料に上下水道料および電気料金を含むものとする。ただし、過度な使用が認められる場合は、別途徴収または協議を行う場合がある。

- ・貸付使用料（月額）：次の（ア）または（イ）のうち、いずれか高い方の額とする。
 - （ア）売上連動額：当月の売上総額（税抜）に10%を乗じた額（1,000円未満切り捨て）
※毎月10日までに前月の売上報告（レジの日計表等の写しを添付）を提出すること。
 - （イ）最低保証額：50,000円（税込）
※ただし、（イ）は災害や感染症、鉄道の長期運休等により著しく利用者が減少した場合は、村との協議の上で減免できるものとする。

6. 審査項目および配点（合計100点）

提出された書類に基づき、以下の評価項目により採点および選定をする。

- ①事業実績・継続性（20点）：過去の事業実績、安定した経営基盤
- ②サービス内容（30点）：ターミナル利用者のニーズに合致しているか
- ③施設管理・遵守体制（20点）：貸付範囲の遵守、掲示物管理、公共施設のルールを守る体制
- ④地域貢献度（30点）：村内雇用や特産品活用、村のイメージアップへの寄与

7. 提出書類（下記すべての書類の提出必須：メール添付のPDFデータ提出可）

- ①参加申込書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④店舗レイアウトおよび掲示物等設置計画図（任意様式を可とする。）
- ⑤誓約書
- ⑥納税証明書（国税、道税、村税）

8. 申込手続き

- ・受付窓口 音威子府村役場 総務課地域振興室
メールアドレス：tiikishinkou@vill.otoineppu.hokkaido.jp
 - ・提出方法 すべての書類を紙媒体で「持参提出」、またはデータで「メール添付提出」
- ※提出期限は、下記スケジュールを確認すること。

9. スケジュール

- ・募集告知：令和8年3月16日（月）
- ・書類提出期限：令和8年3月25日（水）
- ・審査（選考）：令和8年3月27日（金）
- ・結果通知：令和8年3月30日（月）
- ・契約・運営開始：令和8年4月1日（水）（運営は遅くとも5/1までに）